



羅針盤

司法改革推進センターニュース

(仮称)裁判員制度センター準備会

——裁判員制度発足に向けて会内にも

裁判員制度センター設置のための準備会が始動

裁判員制度は、平成 21 (2009) 年にスタートすることが既に決まった。そこで、真に国民が、裁判に主体的・実質的に参加していくことが可能となるよう、同制度の準備・提言・広報を進めていくとともに、同制度の運用や同制度下での弁護活動の実践等について研究・研修を行ない、もって同制度の適正な運用の実現に努めることを目的とした「(仮称) 東京弁護士会裁判員制度センター」を設立するため、本年 1 月 28 日、いよいよ準備会が活動を始めた (3 月上旬の常議員会で決議、4 月 1 日開始予定)。同準備会は、司改センター内裁判員制度・刑事手続ワーキンググループの委員を中心として広く委員を募集して組織されている。

司法改革 NOW

取り組むべき課題は、会内研修、対外広報、裁判員法の研究等、多方面にわたっている。今後は、日弁連や法曹関係者の活動と連携しながら、東弁としての充実した実践的活動を目指していくことになる。

在京法曹三者による模擬裁判の実施

——模擬裁判員裁判開催に向けて打ち合わせ始まる

1. 在京法曹三者 (東京地検・在京三弁護士会・東京地裁) が協同して裁判員裁判の模擬裁判を実施するため、現在、打ち合わせが進行中である。裁判員裁判における手続の具体的なイメージを法曹三者が共有し、理解を深めることを目的として、東京地裁が提案したもの。裁判官役 3 名は東京地裁の裁判官が、裁判員役 6 名は法曹三者がそれぞれ 2 名ずつ市民を選定、検察官役 3 名は検察官が、弁護人役 3 名と被告人役 1 名は弁護士が、

証人役は必要数を東京地裁が用意し、公判前整理手続から公判手続、評議までを、東京地裁が用意した模擬裁判用公判記録（殺人・銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件）を利用して、裁判官の会議室・法廷・評議室を使用し、平成17（2005）年5月中旬、3日間連続して、本番さながらの真剣勝負で行なう。起訴状、冒頭陳述書等の書面作成や手続の運営等は、いずれも当事者役に任される。評議も含め、関係者が傍聴し、判決言渡後、意見交換会や懇談会を行なう予定。

実務家が実験的に裁判員裁判手続を仮想体験し、検証することによって、今後の裁判員制度の運用に役立つ何かを体得し、それを制度に生かしていくことが期待される。

2. 東京地検からも、在京法曹三者で5月頃を開催予定とする模擬裁判の申し入れがあり、準備中である。これは、市民広報向けのものであり、検察庁が用意したシナリオに沿って、法曹三者が模擬裁判を行ない、裁判員に実際に判断してもらう予定であり、マスコミ関係にも呼びかけ、周知を図るものである。

（仮称）法教育センター

——法教育充実のため法教育センターを開設

法や司法制度は国民全体が支えるべきものであって、そのためには、市民が法、司法手続、司法制度に関する知識や考え方を身につけ、それを社会生活に役立てていくことが必要不可欠である。そこで、東京では、これまで広報委員会の一部会である法教育部会が取り組んできた裁判傍聴、刑事模擬裁判、中高生サマースクール等の活動内容をさらに充実させ、一般市民に対し、実践的かつ継続的な法教育を実施することを目的として、①学校教育における法教育についての調査・研究・実践、②裁判傍聴会及び模擬裁判の実施、③諸講座の開催等の職務を担う「（仮称）法教育センター」の設置準備を、現在、進めている（3月上旬の常議員会で決議、4月1日開始予定）。

*この新しい委員会にどしどし委員の応募をしましょう。

問い合わせ先：総務課 TEL.03-3581-2204

（司法改革推進センター副委員長 石黒 清子）